

国家公務員共済組合連合会熊本中央病院
新棟増築計画に伴う技術協力業務募集要項
(公募型プロポーザル)

1章 一般事項

1 本プロポーザルの目的

熊本中央病院は平成9年に現在の地に新築・移転を行った。医療機器の更新は順次実施してきたが、医療技術の進歩に対し中央診療機能の全体的な更新が必要となっている。今回新棟を増築することで中央診療機能を最新機能に更新するとともに、十分な診療スペースの確保を行うこととした。

本事業は、何より地域医療を守るための箱舟として地域住民への安全・安心な医療の提供と、地域との医療連携を深め、暮らしに密着した信頼される病院づくりを目指すことを目的に、基本設計において取りまとめた事業費内での建設を確実なものとし、かつ、施工者の立場から高度な技術提案及び技術協力を実施設計に取り入れるため、「技術協力業務」を採用しているところである。当病院の役割や理念をよく理解し、真摯に本事業に向き合う最適提案者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 用語等の定義

(1) 技術協力事業者

技術協力事業者とは、発注者と技術協力業務に係る委託契約を締結した者を指し、実施設計時において、発注者（発注支援者を含む）及び設計者と協働し、高度な技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を同等以上としコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法）による提案（以下「VE提案」という。）並びに施工実施方針を実施設計に反映させるため、発注者（発注支援者を含む）及び設計者へ技術協力業務を実施する者をいう。

(2) 審査委員会

本プロポーザルの審査委員会の委員は別に定める。最優秀提案事業者の選定を公平・公正に進めるため、委員会の構成は事前に公表しないものとする。

(3) 設計協議会

設計協議会とは、発注者（発注支援者を含む）、設計者及び施工予定者の三者により組織されるもので、実施設計時に施工予定者から提案される高度な技術提案及びVE提案（「技術提案等」という。）並びに施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織をいう。

3 事業概要（予定）

(1) 事業名 国家公務員共済組合連合会熊本中央病院 新棟増築計画

(2) 建設地 熊本市南区田井島 1-5-1 熊本中央病院内 他

(3) 敷地面積 約 26,825.96 m²

(4) 用途地域 第2種住居地域（建蔽率 70%、容積率 200%）

防火地域：指定なし、その他：特になし

(5) 施設概要（新棟に移転・新設する部門（予定））

①部門：放射線治療部門、救急外来部門、感染外来部門、放射線診断部門、内視鏡部門、手術部門、個室病棟、将来予備スペース、ヘリポート

②病床数：30床程度

③床面積：建築面積/約 1,385.00 m²、延床面積/約 7,100.00 m²（本体）/約 1,398.00 m²（渡り廊下）

(6) 工事概要 (予定)

- ①建築用途：病院
- ②構造 / 規模 鉄骨造 / 7階建
- ③工事範囲: 本体工事 (建築工事、機械設備工事、電気設備工事)、昇降機設備工事、外構工
- ④予定工期: 実施設計 令和8年3月～令和9年12月31日予定
建設工事: 令和10年1月～令和12年6月予定
病院開院: 令和12年7月予定

(7) 発注者 (事務局)

国家公務員共済組合連合会 熊本中央病院 管財課
住所：〒862-0965 熊本市南区田井島1-5-1 (TEL: 096-370-3111)
メールアドレス: kanzai@kumachu.kkr.or.jp

(8) 設計者

株式会社 内藤建築事務所 九州事務所

4 プロポーザルの概要

(1) 選定方式

施工者の高度な技術を設計に反映させるため、技術協力を目的とする公募型プロポーザルを実施する。これに基づいた発注者が求める参加要件を満たす者に対して、企画提案書の提出を求める。参加申込書を提出した者から、提出された企画提案書をもとに総合的に評価する。なお、当要領の内容に疑義が生じた場合は、関係者により協議し決定する。

(2) 選定方法

本プロポーザルへの参加を希望する者の参加資格確認後、企画提案書をもとに評価点が最も高い者を「技術協力業務者」として選定する。選定にあたっては、審査委員会にて審査を行う。審査委員会の審査は会議の公平性の確保及び円滑な運営のため「非公開」とする。

(3) 実施スケジュール

区分	項目	日程・期間
公 告	プロポーザルの公告	令和8年4月17日 (金)
	実施要領等のホームページ掲載	
参加資格	質疑書提出期限	令和8年4月24日 (金)
	質疑書の回答	令和8年4月28日 (火)
	参加申請書の提出期限	令和8年4月30日 (木)
	参加資格審査結果通知	令和8年5月1日 (金)
企画提案	質疑書提出期限	令和8年5月11日 (月)
	質疑書の回答	令和8年5月13日 (水)
	企画提案書提出期限	令和8年5月15日 (金)
	審査結果通知	令和8年5月18日 (月)
契 約	契約書締結予定	令和8年5月下旬予定

(4) 書類の提出方法

- ① 各提出書類は、前項「(3) 実施スケジュール」に記載の期限までに「3 事業概要(7)」に記載の「事務局」まで持参又は郵送により提出すること。
- ② 事務局の持参の受付は、土曜日、日曜日及び祝日、年末年始を除く午前9時から午後5時までとする。

(5) 審査委員会

審査委員会の委員は別に定めるものとする。審査の公正性を担保するため委員会の構成については事前に公表しないものとする。

(6) 審査の公表

審査の結果は、熊本中央病院ホームページに公表する。

なお、評価点の最も高い者(最優秀提案事業者)については名称及び評価点を、それ以外の者については評価点を公表する。

5 技術協力業務の概要

技術協力者となった者は、設計協議会に出席し、技術提案等を実施設計に反映させるための業務を実施する。

(1) 業務名称

国家公務員共済組合連合会 熊本中央病院 新棟増築計画に伴う技術協力業務

(2) 委託額

5,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年12月31日まで(予定) ※実施設計完了時まで

(4) 業務内容

別紙「国家公務員共済組合連合会 熊本中央病院 新棟増築計画に伴う技術協力業務特記仕様書」に記載のとおり

(5) その他

- ① 詳細な内容は、国家公務員共済組合連合会 熊本中央病院 新棟増築計画に伴う技術協力業務特記仕様書を参照すること。
- ② 本業務を受託した場合の業務委託料の見積書を企画提案書の提出期限までに任意様式で提出すること。

6 参加資格要件

参加資格要件の基準日は公告日とする。ただし、各号において基準日及び期間等を指定した場合は、それによるものとする。なお、本プロポーザルの参加者は単体企業とする。単体企業は、次にあげる全ての条件を満たすものとする。

参加資格確認結果通知により参加資格を有した者が、参加資格確認結果通知後から最終審査結果通知までの間に、(1)から(14)のいずれかの条件を満たさなくなった場合は、本プロポーザルの参加資格を喪失するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和24年政令第16号)第167条の4の規定による制限を受けていないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。(更生計画の認可が決定した場合又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。)
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく営業停止処分期間中でないこと。
- (4) 国家公務員共済組合連合会入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと
- (5) 国家公務員共済組合連合会にて8年度の建築工事の入札参加資格を有すること。

- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団及びその団体の構成員等に関係すると認められる者でないこと。並びに、同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 市町村税、都道府県民税及び国税（消費税及び地方消費税を含む。）の滞納がない者であること。
- (8) 「1章 一般事項 3 事業概要(7)(8)」に示す本工事の設計業務等の関係者と資本若しくは人事面において次にあげる事項に該当しないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が進行中の会社又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- ア 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合。
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

② 人的関係

- ア 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。
- イ 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合。

③ その他の関係

その他①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (9) 国家公務員共済組合連合会と紛争又は訴訟関係にないこと。
- (10) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可（建築一式工事）を有しており、かつ、経営事項審査結果通知における建築工事一式に係る総合評価値が1,200点以上であること。
- (11) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。
- (12) 元請負人として公告日から過去10年間に、延床面積7,000㎡以上の病院の新築又は増築工事の施工実績を有すること。なお施工実績は「ECI方式」に限る。
※共同企業体の場合は代表企業のみを対象とする。
- (13) 技術協力業務において、次の項目を満たす技術協力業務責任者を配置すること。
 - ① すべての責任者の窓口となり、対応・調整をすること。
 - ② 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
 - ③ プロポーザル参加申請書提出時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

※本業務に支障がなければ、技術協力業務期間においては、他の業務と兼務しても差し支えない。

- (14) その他、配置技術者等の実績等は以下による。

凡例) ○：必須又は可能 △：必要に応じて出席、発注者の指示による ×：不可又は不要

		技術協力各種 会議体の出席	保有資格	備考
技術協力業務責任者		○	一級建築士又は 一級建築施工管理技士	
技術協力担当者	建築	△	-	※兼務可
	構造	△		
	電気	△		
	機械	△		
	積算	△		

2章 参加申込及び一次審査

1 参加資格確認

(1) 提出書類及び留意事項

- ① 参加申込書
- ② 経営事項審査結果通知書
- ③ 施工実績確認書

「1章6参加資格要件」を満たす実績を記載すること。

- ・コリンズ（（一財）日本情報総合センターによる工事实績情報登録）登録がある場合は、写しを添付すること。登録がない場合又はコリンズの写しのみでは参加要件の実績を証明することができない場合は、契約書（工事名称、工期、発注者請負者の確認できる部分）及び平面図、特記仕様書等の内容で参加要件の実績が確認できる図書を添付し、参加要件に該当する部分をマーカー等で分かりやすいようにすること。

④ 技術協力業務責任者の資格書

「1章 6参加資格要件」を満たす実績を記載すること。

- ・記載した資格を証明する写し、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写し及び実績の内容を証明する書類を添付すること。なお実績の内容を証明する書面は、その形式は問わない。
- ・事故等のやむを得ない事由（病気、死亡等特別な場合）により、技術協力業務責任者の変更が生じた場合は、当該技術者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。

(2) 提出期限

令和8年4月30日（木）正午必着

(3) 提出方法

事務局に持参又は郵送

※ 電子媒体（CD-R等）による電子データでも提出すること。

※ 郵送の場合、書留又は簡易書留等の送達記録が残るものとする。

3章 基本設計図書等の貸与

技術協力者に対し、秘密保持に関する誓約書と引換に基本設計図書をCD-R等にて貸与する。

(1) 貸与日

技術協力者決定後～

(2) 貸与場所は、事務局とする。

4章 質疑回答

参加申込に関する質疑及び企画提案書に関する質疑を以下要領にて実施する。

1 質疑の提出期間

・参加申込に関する質疑 令和8年4月24日（金）

・企画提案書に関する質疑 令和8年5月11日（月）

※いずれも正午必着とする。

2 質疑の提出方法及び提出先

参加申込に関する質疑及び企画提案書等に関する質疑は、「質疑書」に質疑内容等を記載の上、事務局のメールアドレスに電子メールで提出し、送付データはExcelデータを提出すること。

3 質疑書に対する回答

回答は熊本中央病院ホームページにて公開する。なお随時掲載するので注意すること。

5章 企画提案書の提出

1 企画提案書の目的、提出期間、提出書類

企画提案書については、実施設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、目標工期内に完成することを目的として、信頼できる技術協力者を選定するために提出を求める。

(1) 提出書類

① 企画提案書（テーマA・B・CでA3用紙2枚まで）

ア【テーマA】業務取組みの意欲

※当該業務を実施するうえで、課題の把握や対応方針、積極的な取り組み姿勢について

イ【テーマB】業務体制やチーム編成

ウ【テーマC】業務スケジュール

※効率的であり、無理のない業務スケジュールについて

(2) 提出方法

事務局に持参又は郵送

※ 電子媒体（CD-R等）による電子データでも提出すること。

※ 郵送の場合、書留又は簡易書留等の送達記録が残るものとする。

(3) 提出期限

企画提案書……………令和8年5月15日（金）正午必着

6章 技術協力者の決定

1 技術協力者

当院が組織する「委託事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という）が定める選定審査基準に照らして、応募者から提出された書類等を総合的に審査し、最も優れた提案をした者（以下「最優秀提案者」という）と次点者を選定する。

（1）決定方法

上記(1)の最優秀提案者を事業予定者とする。ただし、当院が指定する時期までに契約合意に達しなかった場合、次点者を繰上げ、事業予定者に決定する。また、契約の履行が確実でないと当院が判断した場合は、事業予定者の決定を取り消す場合がある。

（2）発表方法

企画提案のあった者に対し、電子文書により通知する。

（3）選定結果の公表

審査委員会の議事は非公表とする。なお、選定結果については事業予定者を決定した後、令和8年5月18日（月）までに当院のホームページにて公表する。

11章 その他

1 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- （1）参加者が、本プロポーザルに定める手順や手続き、提出期限等を遵守しない場合。
- （2）提出物に虚偽の記載又は、不正があった場合。
- （3）他社の提出図書を盗用した疑いがあると認められた場合。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が参加者にあると認められる場合。
- （5）公告日から最終審査結果通知・公表が終了するまでの期間、審査委員又は本プロポーザルに関わる職員に技術提案書等に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。
- （6）その他、審査委員会が不適切と判断した場合。

2 留意事項

- （1）参加資格要件を満たさない応募者について、審査は実施しない。
- （2）提出された書類は返却しない。
- （3）提出書類の知的所有権は提出した者に帰属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製する場合がある。
- （4）提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の記載事項に不備があり、修正を依頼したときはこの限りではない。また、参加資格等の審査に必要と判断した場合に追加の書類の提出を求める場合がある。
- （5）提出書類に記載した技術協力責任者は、病気や死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。ただし、当該業務の技術協力責任者を不適切と判断した時は、受託者と協議の上、担当者の変更を要請する場合がある。

- (6) 業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、発注者と協議の上、変更することができるものとする。
- (7) 審査の結果について異議申立てを行うことはできないものとする。

3 参加者数

参加者が1者の場合においても本プロポーザルは実施するものとし、当該参加者の提案内容が本業務の目的及び要件を満たしているかを厳正に審査し、適切と判断された場合は「最優秀提案事業者」として決定する。

4 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、辞退届を提出すること。なお書式は問わない。